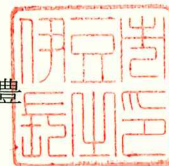


伊豆市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物及び立木その他土地に定着する物（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

伊豆市長 菊地 豊



- 1 建築物の敷地の所在  
伊豆市湯ヶ島字久保田163番地6
- 2 建築物の家屋番号等  
家屋番号:163番6  
種 類:居宅  
構 造:木造石綿セメント板葺2階建  
延べ面積:116.47㎡
- 3 所有者等が行うべき措置の内容  
火災後の残置により崩壊が進んでいる建築物等を除却し、適正に処理すること
- 4 措置の期限  
令和6年3月31日
- 5 伊豆市長による措置  
所有者等が4の期限までに3の措置を行わない場合は、法第22条第10項の規定により市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。  
なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。
- 6 動産等の取扱い  
市長等が3の措置を行うときは、工作物上及び工作物周辺に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、7の問合せ先へ通知すること。
- 7 問合せ先  
伊豆市建設部都市計画課  
TEL:0558-83-5206